

事務連絡
令和3年6月28日

各

都道府県
指定都市
中核市

 住宅担当部局
福祉担当部局

国土交通省住宅局安心居住推進課
厚生労働省老健局高齢者支援課

サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームにおける事故の報告様式等について

平素より、高齢者等住宅施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

先般、介護保険施設等における事故報告の様式について、厚生労働省において標準となる様式（以下、「標準様式」という。）を作成し、別添「介護保険施設等における事故の報告様式等について（令和3年3月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課長ほか連名通知）」（以下、「厚生労働省通知」という。）により、介護保険施設等から市町村への報告における積極的な活用について、都道府県等の介護保険主管部局に対して周知されました。

サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホーム（以下、「サービス付き高齢者向け住宅等」という。）における事故の情報提供につきましては、従来、「有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて（平成24年5月25日付事務連絡）」（以下、「国土交通省等事務連絡」という。）に基づき、国土交通省及び厚生労働省への情報提供をお願いしているところですが、今般、厚生労働省において標準様式が定められたことを踏まえて、サービス付き高齢者向け住宅等における事故の都道府県等への報告及び国への情報提供についても、下記の通り標準様式を活用することとしますので、引き続きご協力をお願いします。

記

1 様式

サービス付き高齢者向け住宅等の登録事業者又は設置者から都道府県等への事故報告を行う場合及び都道府県等から国への情報提供を行う場合については、標準様式を積極的に活用するとともに、事故等が発生した際の事故原因の調査と再発防止策の策定についても、標準様式を活用した指導の徹底をお願いします。

2 報告及び情報提供の対象となる事故等

(1) 登録事業者又は設置者から都道府県等への事故報告の対象となる事故等

事故報告の対象は、以下の事故等となります。

ア 死亡事故（死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。）

- イ 医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- ウ 入居者に対する虐待
- エ 入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
- オ 火災事故
- カ 自然災害による施設の滅失、損傷

等

（２）都道府県等から国への情報提供の対象となる事故等

情報提供の対象は、国土交通省等事務連絡において従来対象として例示している事故等（２（１）のア、ウ～カ）その他となります。引き続き、これらの事故等について情報提供いただくようお願いします。

3 情報提供の内容

情報提供を行う時点に応じて、次の内容について情報提供をお願いします。（国土交通省等事務連絡から内容の変更はありません。）

（１）事故の発生日

- ・事故の発生日（標準様式の「４事故の概要」欄）
- ・事故が発生したサービス付き高齢者向け住宅等の名称、住所（標準様式の「２事業所の概要」欄）
- ・当該サービス付き高齢者向け住宅等を運営する法人の名称（標準様式の「２事業所の概要」欄）
- ・事故の概要（標準様式の「１事故状況」、「３対象者」、「４事故の概要」、「５事故発生時の対応」及び「６事故発生後の状況」欄）

（２）事故後の再発防止策の策定時点

- ・事故の原因に係る調査結果（標準様式の「７事故の原因分析」欄）
- ・当該調査結果を受けて行う再発防止策の内容（標準様式の「８再発防止策」欄）

4 連絡先

サービス付き高齢者向け住宅については国土交通省と厚生労働省、有料老人ホームについては厚生労働省に、標準様式を活用し、引き続き情報提供をお願いいたします。その際、できる限り電子メールにより提出していただくようお願いします。

国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係

電話番号：03-5253-8111（内線 39835） 03-5253-8952 【夜間直通】

E-mail：hqt-anshin-kyo.jyu02@gxb.mlit.go.jp

厚生労働省 老健局 高齢者支援課 高齢者居住支援係

電話番号：03-5253-1111（内線 3981） 03-3595-2888 【夜間直通】

E-mail：kourei-juutaku@mhlw.go.jp

以上